

住民監査請求に係る監査結果報告書

平成25年7月18日

七尾市監査委員

平成25年5月23日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行った。

監査の結果は、次のとおりである。

平成25年7月18日

七尾市監査委員 春 成 泰

七尾市監査委員 廣 田 勇

七尾市監査委員 石 川 邦彦

目 次

第1	請求の受付	1
1	請求人		
2	請求書の提出		
3	請求の内容		
4	請求の要件審査		
第2	監査の実施	2
1	監査対象部局		
2	監査対象部局に対する事情聴取		
3	請求人の証拠の提出及び陳述		
4	監査対象事項		
第3	監査の結果	2
1	事実関係の確認		
2	監査対象部局の説明		
3	監査委員の判断		
別記1	工事契約に関する監査請求書	12

第1 請求の受付

1 請求人

住所

氏名

2 請求書の提出

平成 25 年 5 月 23 日付けの請求書が提出され、同日受け付けた。

3 請求の内容

請求人提出の工事契約に関する監査請求書（別記 1）に記載されている事項及び事実を証する書面から、請求の内容を次のように解した。

(1) 主張事実（要旨）

七尾市長が、平成 24 年度七尾市立小丸山小学校建設工事（共同調理場）（空調換気設備。以下「入札工事」という。）の契約を行った行為は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書に添付された工事实績調書及び配置技術者届出書が事実ではなく、捏造された内容を十分な裏付け調査や確認をせずに事実と認めたことで、不当である。

(2) 措置要求

ア 無資格者が公金利用の工事を行うことは不当で、七尾市長に契約金額 37,900,800 円（税込）の賠償を求める。

イ 入札工事の請負者（以下「落札者」という。）に、公益事業の指名停止 1 年以上を要求する。

ウ 無資格者が工事を行ったことが起因で第三者に被害が生じた時は、公金で対処するのではなく、起因者に別途要求すること。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

総務部総務課（以下「契約担当課」という。）を監査対象とした。

2 監査対象部局に対する事情聴取

平成25年6月4日に契約担当課に対して事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年7月12日請求人に対して、請求に係る証拠の追加提出及び陳述の機会を与えた。

これに対し、請求人から新たな証拠の提出は無かった。

4 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、財務会計上の行為である落札者との契約の締結において、七尾市長に不当な行為があったかどうか、それに伴って七尾市に損害が発生したかどうかを監査の対象とした。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

監査の結果、七尾市長が行った契約の締結について、不当の事実は認められない。また、七尾市への損害の発生も認められない。

したがって、措置要求アの七尾市長に契約金額37,900,800円(税込)の賠償を求める請求人の主張については、理由がないものと認める。

また、措置要求イ及びウについても、請求人が主張する事実は提出された事実証明書だけでは確認しかねるため、同様に理由がないものと判断する。

よって、措置の必要を認めない。

以下、事実関係の確認、監査対象部局の説明及び監査委員の判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等との照合、関係書類等の調査、請求人からの陳述及び関係職員からの聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 入札工事に係る公告について

ア 平成 24 年 10 月 29 日付けで、事後審査型制限付き一般競争入札として公告されている。

イ 公告において、入札参加資格要件の中の配置技術者（主任技術者又は監理技術者、以下「配置技術者」という。）要件として、「平成 14 年 4 月 1 日から公告日までに、主任技術者又は監理技術者として、1 件の請負代金額が本工事に係る予定価格の 50%以上の建築機械設備工事（給排水衛生設備工事、空調換気設備工事）を施工した実績を有すること。」（以下「配置技術者要件③」という。）が定められている。

(2) 落札候補者の決定について

ア 平成 24 年 11 月 22 日に、紙入札方式により入札が行われた。入札経過は、当初 5 社から入札参加申請があったが、後に 1 社が入札を辞退し、残り 4 社で入札が行われた。開札の結果、最低制限価格で入札した 3 社がいずれも公告の入札に付する事項の(18)その他に記載されている「(中略)ただし、上記工事のうち、その一つの工事を落札した者は、他の工事の落札者とはしない。」という規定により落札候補者となることができず、結果として最低制限価格以上で予定価格以下の金額を入札した落札者だけが残り、落札候補者となった。

イ 入札要綱に基づき、落札候補者に対して公告に示す入札参加資格の確認に必要な書類（以下「審査書類」という。）を 2 日以内に持参し、提出するよう求めた。

(3) 入札参加資格の審査について

ア 同月 26 日付けで、落札候補者から参加資格確認申請書の提出があり、審査書類として次のものが添付されていた。

- ① 工事实績調書
- ② 注文書(写し)
- ③ 設計書(写し)
- ④ 図面(写し)
- ⑤ 工事竣工証明願
- ⑥ 配置技術者届出書
- ⑦ 配置技術者等工事施工実績証明書
- ⑧ 配置技術者が有する資格等を証する書面(写し)
 - ・ 1級管工事施工管理技士
 - ・ 監理技術者資格者証
 - ・ 監理技術者講習修了証
- ⑨ 配置技術者の常用雇用を証する書類
 - ・ 健康保険被保険者証(写し)
- ⑩ 自社施工誓約書

イ 公告に示す入札参加資格について、落札候補者が当該要件を満たしているかどうかの審査を、提出された審査書類を基に行った。

市長は審査書類の提出があったときは、速やかに当該審査資料の審査を行わなければならないと入札要綱に定められている。

ウ 審査の結果、契約担当課は当該要件を満たしていると認め、同月30日に落札候補者あてに入札参加資格確認結果を適格とする旨の入札参加資格確認結果通知書を送付している。

エ 入札参加資格確認チェック表では、配置技術者要件③について、「元請・竣工 ●●●●(株) ●●工場 空調設備工事他1式(株) ●●●●発注 34,149,150円 H22.9.20~H22.11.30」(以下「実績工事」という。)と記載され、チェックOKとなっている。

オ 同年12月5日付けで、七尾市は落札候補者を請負人とする工事請負契約を締結している。

(4) 「事実誤認による契約無効の訴え」の提出について

平成25年3月6日付けで、入札工事について市内の業者(以下「異議申立者」という。)より、「事実誤認による契約無効の訴え」(以下「訴

え文書」という。)が七尾市長あて提出された。

ア 内容は、「落札候補者が提出した事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書に添付された工事实績調書及び配置技術者届出書が事実ではなく、捏造された内容である為、事実誤認があり契約の無効を訴える」ものであった。

イ 添付書類

- ① 行政文書一部公開決定通知書 (写し)
- ② 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(写し)
- ③ 工事实績調書 (写し)
- ④ 配置技術者届出書 (写し)
- ⑤ 行政文書公開請求書 (写し)

(5) 訴え文書に対する七尾市からの回答について

ア 契約担当課が落札者に来庁を求め、訴え文書にある主任技術者としての要件の有無について、事実かどうかの確認を行った。

イ これに対して落札者は、事実無根である旨を陳述した。

ウ 平成 25 年 4 月 8 日付けで、落札者より「●●●●空調工事における現場代理人・配置技術者の役目」と題する文書(以下「事実確認書」という。)の提出があった。その主な内容は、次のとおりである。

- 1) 民間工事の為、●●●●さんへ、施工計画書の提出はしておりません。(話し合い)見積書において、進めました。
- 2) 工程管理は、直接●●●●の●●氏と工程を打合せして下請けの●●●●に伝えるようにしていました。
その工事中、●●と二人で現場の方へ1週間に1～2度足を運び現場を掌握しに行きました。
- 3) 民間工事として工事の全面下請が認められている現状で冷媒配管の時は、配管前・配管確認・配管後の確認は●●と二人で行いました。
- 4) 室内ダクト工事はダクト屋さんにお任せをし、晩1時間程ずつ

確認しに行きました。又、現場事務所及び撤去物仮置等は必ず整理されているか点検見回りは、現場管理していました。

- 5) 安全管理は、●●と●●が天井工事及び高所作業を直接見て会社側（●●●●）と●●が相談し、工場の工程が止まらない様、安全で製品に支障が出ない様に下請けに指導点検しました。
- 6) 完成検査において元請けとして工事完了後、社内検査もしました。
- 7) 民間工事で現場代理人、主任技術者、双方共常駐しなくとも良い現場で元請として工事全般を掌握し下請け業者に対して、工程管理、安全管理など徹底し立派にお客様に納入させて頂いた事に対して、下請けの業者の方から言われる筋のものではないと思います。

エ 同月 11 日付けで、市は異議申立者あてに「事実誤認による契約無効の訴えについて（回答）」と題する文書を回答している。内容は、次のとおりである。

- 1 貴社からの申し出に対して、●●●●から事実確認書の提出を求め、主任技術者としての要件の有無について確認を行いました。
- 2 その結果、「平成 24 年度 七尾市立小丸山小学校建設工事（共同調理場棟）（空調換気設備）」における配置技術者の実績の有無について、公告に記載のある配置技術者要件である「1 件の請負代金額が本工事に係る予定価格の 50%以上の建築機械設備工事を施工した実績を有すること」を満たしていると判断しました。

(6) 監査請求書の提出について

同年 5 月 23 日付けで、工事契約に関する監査請求書が七尾市監査委員あてに提出された。監査請求書には前回の訴え文書に添付された資

料の他に、新たに事実証明書として「●●●●より申請された現場担当者の●●●●の実績調書が全く事実でない事を証明します。現場代理人と一度も現場で打合せをしていませんし、顔も見たことがありません。」という内容の文書（以下「第1号証」という。）が、実績工事に下請けとして携わったと思われる請求人他4名の記名・押印付きで添付されていた。

(7) 訴え文書にある入門許可書（入構許可書）について

実績工事の施主側の●●管理部長に文書で照会したところ、平成25年7月9日付けで次の回答文書を受理している。

住民監査請求に係る記録の提出について

平成25年7月8日に提出依頼があった平成22年9月30日～平成22年11月30日における(株)●●●●の入館許可書（施設入退管理表）ですが、当社規程による保管期間は1年間であるため、依頼があった期間分に関しては、残念ながらすでに廃棄をしており提出することは出来ません。

また、●●管理部長より「入館許可書に記入するのは、打合せに来た時や、1日で終わるような工事の場合に限られ、今回のように2ヶ月にも及ぶ工事の場合には、深夜になることもあり、会社側では管理をしていない。代わりに、業者側で警備の人を雇って、出入りを管理させている場合もある。」という話を伺っている。

(8) 落札者から提出された実績工事期間中の作業月報について

落札者は、「当社としては、工事で出入りする人の管理は行っていなかった。また、実績工事について、施工監理はこちら（落札者）側で行い、実際の工事作業については下請け業者に任せていた。このことは、施主も承諾していたはずである。」と述べている。

配置技術者の実績工事現場への出入りの状況及び作業内容について、平成25年7月4日に落札者の事務所において作業月報を確認し、その写しの提出を受けた。それによると、平成22年9月14日から同年12

月 13 日までの期間中で 16 日間にわたって、現場確認、打合せ、完了調整及び検査のため現場に出入りしていたことが確認できた。

2 監査対象部局の説明

(1) 配置技術者要件③を設けた理由について

当該規模の半分以上の工事経験が有る者を技術者として配置してもらう配置技術者要件③は、確実な竣工を目的に七尾市が独自に設けたもので、実績も求める運用をしてきた。

しかし、平成 25 年 4 月 1 日以降の入札参加資格要件からは、この配置技術者要件③の部分は削除している。その理由は、主任技術者又は監理技術者の資格を得るためには、指導監督的実務経験 1 年以上が求められており、重複していた部分があったため削除したものである。

(2) 参加資格確認申請書の審査について

ア 入札参加資格の審査は、入札要綱に従って行った。

イ 請求人は、提出された工事实績調書及び配置技術者届出書が事実でなく、捏造された内容であると主張しているが、これらについては落札者からの書類提出のみならず、その事実を裏付けるものとして、落札者が実績工事として記載している工事の施主が、「主任又は監理技術者●●●●として工事を行い、竣工したこと」を工事完了後の平成 22 年 12 月 6 日の日付けで証明を行った工事竣工証明願が添えられている。

ウ この件に限らず他の入札においても、入札参加資格の審査は提出された審査書類を基に行っており、その裏付け資料も一緒に添付をお願いしている。今回、審査書類が具備されていたため、適格と判断した。

エ 契約担当課として、第三者である実績工事の施主に対する裏付け確認を行うにしても、自ずと調査に限界があると考えている。

(3) 訴え文書への対応について

ア 落札者への事情聴取及び提出された事実確認書を基に、公告に記載された配置技術者要件③として認められるかどうか、特に一

一括下請負に該当しないかどうかを中心に再度審査を行った。一括下請負と判断された工事については、施工した実績としては認めていない。

イ 審査書類の一つである工事竣工証明願に対して、施主が間違いのない旨の証明を行っていること、事実確認書に記載された落札者の元請負としての業務内容等について、事情聴取により間違いのないとの確信を得たため、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施行につき実質的に関与していたことは否定できないと判断して、一括下請負には当たらず配置技術者要件③の実績として認めることとした。

ウ 平成25年4月9日に開催された平成25年度第1回工事請負業者選考委員会（入札に参加する者に必要な資格などを決定している。）において、今回の件について経過報告を行い、配置技術者の実績を認めるか否かについて審議した結果、配置技術者の実績要件を満たしているものと判断した。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(1) 契約の締結における不当な行為の有無について

ア 工事請負契約の締結については、「地方自治法」及び「地方自治法施行令」にその基本的な手続き方法が定められており、これらの法律などを受けて、本市では「七尾市契約事務規則」を制定し、入札執行や契約締結等に関する契約事務について詳細な規定が設けられている。

また、事後審査型制限付き一般競争入札については別途、入札要綱が定められており、今回の契約の締結においてもこの入札要綱に従って、入札及び契約は適切に行われたものと考えられる。

イ 入札参加資格の審査においては、提出された審査書類が具備されていたため、適格の決定を行った。その裏付け調査が行われていないことについては、この件に限らず他の入札においても同様に、審査書類で入札参加資格の審査を行っており、審査書類には必ず裏付け資料も提出させている。

ウ 今回の実績工事として記載された工事の施主が、添付書類の(ホ)工事竣工証明願において、「今回の配置技術者が現場代理人、主任又は監理技術者として工事を行い、竣工したことに間違いがない」旨を証明することにより、記載内容の信憑性が裏付けされたものと理解しており、契約担当課として要件審査が必要なしかるべき手順に従って適切に行われていたことから、十分注意義務を果たしており、審査には過失はなく、不当な契約であったとは認められない。

エ また、訴え文書への契約担当課の対応に関しても、請求者が裏付け証拠として主張している入館許可書が、実績工事の施主によれば保管期間である1年を経過していたことから既に廃棄されており、落札工事における配置技術者の工事現場への出入りを確認できる客観的な証拠書類が存在しなかったことが判明しており、契約担当課が落札者から提出された事実確認書を基に審査を行ったことはやむを得ないものとする。

オ さらに、第1号証についても、実績工事の現場への入館許可書の記録が廃棄され、現在存在しない以上、署名した者の実績工事への関わり具合や出入り日付等の裏付け照合確認ができず、請求人の主張を裏付ける証明書としては、客観性に欠けるといわざるを得ない。

カ また、これまで請求人から提出された証拠書類では、監査委員として請求人の主張する事実について、判断できかねる状況である。

キ 一括下請負の禁止が建設業法等で定められているのは、発注者は契約の相手方の施工能力等を信頼して契約を締結するものであ

り、当該契約に係る施工を一括して下請負人に行わせることはこの信頼関係を損なうことになるため、発注者保護の観点からこれを禁止しているものであるが、請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しないとされている。

ク 落札者より提出のあった作業月報や事実確認書を検討した結果、配置技術者は実績工事の現場へ出入りし、打合せや完了調整・検査に立ち会うなど、施工監理業務の一部に携わっていたと考えるのが妥当であり、また、請求人の陳述にもあったように、少なくとも実績工事は一括下請負には該当しないと考えられる。

ケ 従って、入札参加資格審査において適格と判断して、七尾市長が落札者と契約を行った行為は、請求者が主張する不当な契約の締結であったとはいえない。

(2) 七尾市への損害発生の有無について

ア 平成24年11月22日の開札日における落札候補者の決定については、入札要綱に従って適切に執行されており、落札者が入札し請負金額となった37,900,800円は、一般競争入札によって形成された適正な金額である。

イ 七尾市が正常な場合より高い金額で契約したとすれば、契約金額の全額ではなく、高くなった差額分のみが七尾市の損害になるとされている。今回は、一般競争入札によって形成された適正な金額で契約がなされていることから、その差額は認められず、七尾市への損害は発生していないと解するべきである。

ウ 工事の施工において七尾市に損害が発生するのは、工事検査で入札工事の施工が設計図書どおり適正に行われておらず、本来得るべき給付が受けられなかった場合や、契約期間内に完成しなかった場合であり、契約して即損害の発生とはならないと考える。

工事契約に関する監査請求書

1. 請求内容

平成 24 年度七尾市立小丸山小学校建設工事（共同調理場）（空調換気設備）の契約は工事实績を捏造して公金の搾取を企てるものであり、私共の血税の不正使用に当たる。

当方が平成 25 年 3 月 1 日付で入手した情報公開の文書に基づいて、平成 25 年 3 月 6 日付で七尾市長宛に提出した（別紙）文書に対する返答が平成 25 年 4 月 11 日付でありましたが、当方の要求事項に対する内容とは不誠実で大変幼稚な文書であり、納得が出来るものではありませんので、監査請求致します。

1. 七尾市長不嶋豊和殿に請求します。

1. 平成 24 年度七尾市立小丸山小学校建設工事（共同調理場）（空調換気設備）の契約を行った行為は捏造された内容を十分な裏付けもなく調査確認せずに事実と認めた事で、不当である。

1. 無資格者が公金利用の工事を行う事は不当で、契約金額¥37,900,800-（税込）の賠償を求めると共に、当方が「事実誤認による契約無効の訴え」（平成 25 年 3 月 6 日付）で訴状を提出した後に契約担当課に出向き、再度事実である旨の書状を提出したとの報告（七尾市収総務第 136 号 平成 25 年 4 月 11 日付）を受けた事は大変悪質で嘘の上塗りであるので、公益事業の指名停止 1 年以上を要求します。

1. 上記の件が起因で第 3 者に被害が生じた時は公金で対処するのではなく、起因者に別途要求する事とする。

2. 請求者

住所

職業

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を要求します。

平成 25 年 5 月 23 日

七尾市監査委員 あて

(以上は、請求書の本文を、特定の個人名を除いたほか原文のまま掲載した)

(事実証明書目録)

第1号証 事実証明書

第2号証 行政文書一部公開決定通知書 (写し)

第3号証 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 (写し)

第4号証 工事実績調書 (写し)

第5号証 配置技術者届出書 (写し)

第6号証 行政文書公開請求書 (写し)